

特定非営利活動法人
日本緩和医療学会 理事長殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

新型コロナウイルス感染症の流行等を踏まえた
がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催について

緩和ケア研修会については、「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針について」（平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局通知）の別添「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」（以下「開催指針」という。）に基づき実施して頂いている。

また、令和3年2月9日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の流行下におけるがん診療連携拠点病院等の指定要件の留意事項等について」（以下「令和3年2月9日付け事務連絡」という。）において、がん診療連携拠点病院等における、緩和ケア研修の開催に関する指定要件について、新型コロナウイルス感染症が発生している状況を踏まえ、令和3年度の要件の充足状況の確認については、講義とグループ演習をwebで開催すれば、拠点病院の指定要件は充足したとする一方で、緩和ケア研修会については、ロールプレイングも含めた集合研修を行った場合にのみ修了とする取扱いを変更しないとする方針をお示ししたところである。

その際、ロールプレイングをwebで行うことを含めた集合研修の開催方法については、検討課題としていたところであるが、今般、下記の方針とすることとしたため、趣旨をご理解のうえ、関係機関に周知の上、引き続き緩和ケア研修の実施に取り組んでいただきたい。

記

- 1 集合研修は、開催指針において、「所定の場所に集合」のうえ開催すると定めているが、新型コロナウイルス感染症の発生状況その他の状況を踏まえて、実地での開催が困難である場合については、ロールプレイングを含めてweb上で実施する研修会であっても他の要件を満たしていれば、開催指針を満たした研修会とみなすこととする。

ただし、厚生労働省委託事業「がん等における新たな緩和ケア研修等事業」における、「医師に対する緩和ケア教育プログラム PEACE プロジェクト」が作成した「集合研修ファシリテーターマニュアル（Web開催用）」及び「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会における集合研修をweb上で開催するための運営マニュアル」に準拠した研修会に限るものとする。

従って、開催に当たっては、事前にこれらを熟読のうえ、入念な準備を行い、院内における研修開催の体制を整えた上で実施いただきたい。

なお、web 上での開催については、対面での研修と比較し、特にロールプレイングの学習効果が劣る可能性があることから、対面での集合研修を原則とすることは変わっておらず、実地での集合研修の開催が困難である場合の開催方法であることに留意し、様々な状況を考慮して、適宜 web 上での開催と実地での集合研修を組み合わせるなど工夫して、十分に研修の質を確保できる形での開催をお願いしたい。

また、web 上で開催する場合には、確認依頼書および集合研修進行表にその旨を記載すること。

2 開催指針では、e-learning の修了後 2 年以内に集合研修を受講することとされているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、緩和ケア研修会の中止・延期が続いたことから、e-learning を修了したものの、緩和ケア研修会の受講機会が得られなかった受講者が存在するため、その救済措置として、令和 5 年 3 月末までに集合研修を受講する場合に限り、e-learning の修了日から集合研修を受講するまでの期限を 3 年以内とする。

(例えば、令和 2 年 6 月に e-learning を修了した場合は令和 5 年 3 月末を集合研修の期限とする。)

3 前述のとおり、令和 3 年 2 月 9 日付け事務連絡において、集合研修のうち、講義とグループ演習を web で開催すれば、拠点病院の要件は充足したとする一方、ロールプレイングも含めた集合研修を行った場合にのみ緩和ケア研修会を修了とする取扱は変更しない方針を示したところである。

元来、集合研修の部分的な受講は認めていないことから、講義、グループ演習、ロールプレイングを含めた集合研修の一連のプログラム全てを受講した場合に、緩和ケア研修会の修了証書を出すことを原則とする取扱いは変更しない。

ただし、令和 3 年 2 月 9 日付け事務連絡の取扱いを受け、講義とグループ演習を web で開催した研修会を受講した者が、講義とグループ演習の質も含めて担保したうえで、当該研修の主催者により実施されるロールプレイングのみの研修を、令和 5 年 3 月末までに受講した場合については、当該受講者は緩和ケア研修会を修了したものとする。そのため、研修の主催者は、講義、グループ演習、ロールプレイングも含めたプログラム等を含む研修の詳細について書面で提出していただくことを条件とする。また、この場合におけるロールプレイングについては、1 のただし書きを満たした web 上での研修又は従来通り実地で開催される集合研修のロールプレイングとする。

なお、この形でロールプレイングのみを追加受講する際、e-learning の受講より時間がある場合には、e-learning のコミュニケーションのプログラムを復習のうえ臨むことが望ましい。

○本件に係る照会先

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

加賀谷、畠中

Email:kagaya-yuusuke.a14@mhlw.go.jp

hatanaka-kousuke@mhlw.go.jp